恵み野西町内会 会長 武藤 光一

## 各種募金等の取りまとめ方法について

町内会が取りまとめる共同募金活動は、社会福祉協議会が行う様々な人道的事業、地域福祉事業及び恵庭市社協事業に対し協力する立場から行うものであります。

共同募金の取り扱い方につきましては、下記の通りと致しますので、ご理解とご協力をよろし く願い致します。

- 1. 募金の種類 ア) 日本赤十字社社資(5月)
  - イ) 社会福祉協議会会費(7月)
  - ウ)赤い羽根共同募金(10月)
  - エ) 歳末助け合い募金(12月)
- 2. 募金の方法 上期、下期、年2回の町内会費集金時に、併せて募金もお願いします。 但し、会員が希望する場合は、町内会費同様、募金も上期下期を1回で行う 領収書は、町内会費と募金とを別々に発行します。

募金額は、必ず、上記4種類の募金別に、金額を記入して下さい。

万一、一括の場合は、4等分に致します。

3. 募金の流れ 会員→班長が集金→区長が取りまとめ→町内会(会計)に納入する。

班長が集金し、区長に現金を引き継ぐ時は、現金と募金申込者名簿及び領収書の控えの3点で区長の確認を受け、領収書の控えも区長に渡してください。 区長が町内会に納入する場合も、現金と募金申込者名簿及び領収書の控えの 3点を持参し納入してください。

- 4. 募金の管理 集めた募金は、町内会会計預り金とし、適時社会福祉協議会に支払います。
- 5. 募金の考え方 募金は、賛否を含めあくまで個人の自由意思によるもので強制するものでは ありません。

社協からは各募金等200円から500円程度の金額が目安と示されていますが当町内会では金額は当然定めてはいません。

ただ、募金を集める班長さんが一般会員の皆様から尋ねられて困っているのも事実であります。その時は、あくまで目安として1か所につき200円~300円程度とお答えするのが良いかと考えます。